| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
|---|---|

４夜間管理手当
＜コード＞
２５６１
２５６２
２５６３

(1) 支給要件

農業，工業又は水産に関する学科を有する高等学校において，農業，工業又は水産に関する教科を担当する教頭，教諭，助教諭，講師及び実習助手に対し，これらの者が夜間管理を要する業務に従事したときに支給する。

【特殊勤務条例第７条】【夜間管理手当支給規則第１条】

(2) 業務の種類

家畜分べん，家畜ほ乳，家畜治療，ふ卵，育すう，搾乳，製炭，製茶，製麹（食品製造にかかるもの）及びその他教育委員会の定める業務をいう。

【夜間管理手当支給規則第２条】

(3) 勤務の区分及び手当額

| 種　類 | 勤　務　時　間 | 手 当 額 | コード |
|---|---|---|---|
| 第１種 | 正規の勤務時間から引続き翌日に及ぶ勤務 | 一夜につき<br>１，６００円 | ２５６１ |
| 第２種 | 第１種以外の３時間以上の勤務又は深夜における１時間以上の勤務 | 一夜につき<br>１，２００円 | ２５６２ |
| 第３種 | 深夜を除く１時間以上３時間未満の勤務 | 一夜につき<br>８００円 | ２５６３ |

【特殊勤務条例第７条】【夜間管理手当支給規則第３～第４条】

(4) 勤務の命令

校長が夜間の勤務を命ずる場合は，「夜間勤務命令簿」により，予算の範囲内で行うものとする。

【夜間管理手当支給規則第５条】

(5) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。その月分を翌月の給料支給日までに支給する。

【特殊勤務条例第12条】